

## 適合証明業務手数料規程

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「アウエイ建築評価ネット株式会社適合証明業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、アウエイ建築評価ネット株式会社(以下「当機関」という。)が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(規程の範囲と消費税)

第2条 この規程は、新築住宅と中古住宅のそれぞれ戸建て住宅と共同住宅について規定し、管理組合申請型の「中古マンションらくらくフラット35」、賃貸住宅、リフォームおよびリノベーションについて規定を行う。この規程で取り扱う手数料は全て税抜きとする。

(住宅性能評価の等級)

第3条 本規程において住宅性能評価という場合、次の各項に示す等級を取得するものをいう。

2 新築住宅の一戸建て等の建設住宅性能評価書、設計住宅性能評価書及び住宅性能評価は、省エネルギー等級:2以上及び主要構造部を耐火構造もしくは準耐火構造(省令準耐火構造を含む)とした住宅以外の住宅の場合は劣化対策等級:2以上であること(ただし、すでに当機関の適合証明書が交付されているものはこの限りでない。)

3 新築住宅の共同建の建設又は設計住宅性能評価書は、省エネルギー等級:2以上及び配電管を除く配管設備(給水・排水その他)を構造耐力上主要な部分である壁の内部に埋め込んでいる場合は維持管理対策等級(共用配管);2以上のものであること。

### 第2章 手数料表

(新築住宅)

第4条 新築住宅の手数料については、表1で規定する。戸建て住宅、共同住宅とも、確認検査の併願申請があるかないか、又、建設評価書活用の有無により区別し、それぞれ優良住宅支援制度の利用の有無別に手数料の算定をおこなう。

又性能評価の併願又は優良住宅申請が同時に行われる場合は、設計検査では対象外で、現場検査のみが対象となる。

(中古住宅)

第5条 中古住宅の手数料については、表2で規定する。一戸建て、共同住宅ともフラット35と財形住宅融資がらみのものは同額とし、リユース住宅のみ区分して設定する。

(中古住宅の一戸建て)

第6条 中古住宅の一戸建てについては、耐火構造、劣化等級の如何を問わず、その住宅が昭和56年6月1日以降の確認検査を受けたものであるか又は昭和58年6月1日以降に竣工した住宅である場合には、適合証明手数料は一律に70,000円(税抜)とし、その住宅が昭和56年6月1日以前の確認検査を受けたものであるか又は昭和58年6月1日以前に竣工した住宅である場合には、耐震評価を行わなければならないので、別に耐震評価費が必要であり、これを20,000円(税抜)と決める。適合証明業務手数料は一律に90,000円(税抜)とする。

2 前項において、フラット35S基準のうち、耐震性・バリアフリー性の審査を含む場合は別途見積もりを行うものとする。

(中古住宅のマンション)

第7条 中古住宅のマンションについては、新築時に検査済証のある物件が対象で、①昭和56年6月1日以降の確認検査を受けたものであるか又は昭和58年6月1日以降に竣工した住宅である場合か、又は②それ以前の物件である場合には、耐震診断により必要な耐震性を有していることを確認しているものもしくは中古住宅ローン減税に係る「耐震基準適合証明書」のあるものが対象となり、適合証明手数料は一律に70,000円(税抜)とする。

2 前項において、フラット35S基準のうち、耐震性・バリアフリー性の審査を含む場合は別途見積もりを行うものとする。

(管理組合申請型マンションの適合証明)

第8条 マンション管理組合による「中古マンションらくらくフラット35」登録用の申請に対して、築年数に関係なく、個別登録か20年型か(新築時の建設住宅性能評価を受けていることが必要)によって区分けをし、基本手数料をそれぞれ70,000円、50,000円(いずれも税抜)とし、戸数ランクにより加算額を設定している。

2 前項において、省エネ対策4等級の設計評価住宅、長期優良住宅、省エネ対策等級4又は住宅事業主の判断基準に適合しているフラット35の住宅については、審査

は不要である。

(賃貸住宅)

第9条 賃貸住宅の適合証明手数料については、表4に定める。設計審査、竣工現場検査とも性能評価又は確認検査の併願申請の状況により、金額を制定している。

(リフォーム住宅)

第10条 リフォーム住宅については、表5に定める。フラット35か、25年の財形融資かによって区分し、賃貸住宅と同様、性能評価又は確認検査の併願申請の状況により、金額を制定している。

(リノベーション住宅)

第11条 リノベーション住宅については、表6に定める。一戸建て、共同住宅とも戸あたりとし、金額を設定している。

### 第3章 雑則

(現場検査よりの手数料)

第12条 当機関以外で設計検査合格通知されたものの、中間現場検査以降からの当機関への申請は、現場検査申請手数料額に、一戸建て等、共同建て、それぞれ手数料を加算する。

(再検査等の手数料)

第13条 再検査・再調査の場合は、新築・中古の別を問わず、別途手数料を加算する。

2 当機関の実施者が現場に行ったが立会人の不在など申請者の責に帰すべき事由で検査ができなかった場合は、前項に示す手数料と同額の追加手数料を加算する。

(手数料の減額)

第14条 当機関は、第4条から前条第1項までに定める手数料の額を、種々の状況を勘案して減額することができる。

(遠隔地の場合の手数料)

第15条 当機関は、中間及び竣工現場検査(第13条にいう再検査等を含む)又は、中古住宅の現地調査において、当機関の拠点から現場までの距離に応じ、別途出張費等を加算請求することができる。

(適合証明書の再発行手数料)

第 16 条 適合証明書の再発行手数料は、一通につき一律 5,000 円（税抜）とする。

(手数料の納入時期)

第 17 条 申請者は本規程に定める手数料は、全て各段階における申請時に納入しなければならないものとする。

2 当機関は、申請内容や事情勘案により、手数料の納入時期を変更することができる。

(手数料の納入方法)

第 18 条 申請者は、すべて当機関の指定する銀行口座に手数料を振り込むものとする。

2 前項において、振込料については、すべて申請者の負担とする。

(手数料の返還)

第 19 条 収納した手数料については、原則として返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事情により適合証明業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

附則

(適用期日)

この適合証明業務手数料規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(改訂)

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 12 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。